



2023年12月22日

各 位

会社名 株式会社CS-C
代表者名 代表取締役社長 梶原 健
(コード番号：9258 東証グロース市場)
問い合わせ先 取締役管理本部長 林 宏一
(TEL. 03-5730-1110)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行（以下「本株式発行」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1)	発行期日	2024年1月18日
(2)	発行する株式の種類及び数	当社普通株式 26,000株
(3)	発行価額	1株につき287円
(4)	発行価額の総額	7,462,000円
(5)	割当予定先	当社の取締役（社外取締役を除く） 4名 14,000株 当社の執行役員 4名 12,000株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2023年11月14日付の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、対象取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決定し、また、2023年12月22日開催の定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額90,000千円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を当社の取締役会が定める3年以上の期間とすることにつき、ご承認をいただいております。また、本制度により、当社が対象取締役に対して新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年200,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当を含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定することにつき、ご承認をいただいております。

当社は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象取締役に対し金銭報酬債権合計4,018,000円、普通株式14,000株を付与することといたしました。ま

た、当社の執行役員に対しても同様の目的で、金銭報酬債権合計3,444,000円、普通株式12,000株を付与することといたしました。

本株式発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役4名及び執行役員4名（以下、あわせて「付与対象者」といいます。）が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について割当を受けることとなります。本株式発行において、当社と付与対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

付与対象者は、2024年1月18日（以下「本発行期日」という。）から2027年1月17日までの期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない（以下「本譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、付与対象者において、本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において付与対象者が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。

但し、当社は、付与対象者が本譲渡制限期間の満了前に任期満了、定年その他の正当な事由（死亡による退任又は退職を含む。）と当社の取締役会の決議で認めた事由によって当社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位も喪失した場合（退任又は退職と同時に上記の地位のいずれかに就任又は再任する場合を除く。）には、付与対象者の退任又は退職時点において付与対象者が保有する本割当株式の数に、払込期日を含む月から付与対象者の退任又は退職の日を含む月までの月数を36で除した結果得られる数（その数が1を超える場合は1とする。）を乗じた結果得られる数（1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）について、当該地位の喪失時点の直後の時点をもって、本譲渡制限を解除する。

(3) 本割当株式の無償取得

本譲渡制限期間中に、任期満了、定年その他の正当な事由（死亡による退任又は退職を含む。）と当社の取締役会の決議で認めた事由以外の事由により当社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任もしくは退職した場合（ただし、退任もしくは退職と同時に取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位のいずれかに就任又は再任する場合を除く。）には、当社は、本割当株式の全部を無償で当然に取得する。また、本割当株式のうち、上記(2)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において解除されていないものがある場合には、当該解除の時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が効力を生じる場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、本割当株式のすべてにつき、これに係る譲渡制限を解除することができるものとする。なお、当該譲渡制限の解除の直後の時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全てを、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本株式発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2023年12月21日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である287円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上